平成１９年（ヒ）第２６号
京都府宇治市六地蔵奈良町９番地
清算株式会社　株式会社ル・モンド
1　決定年月日　平成22年２月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

平成２１年（ヒ）第３０３２号
大阪市北区天満３丁目３番７―1101号
清算株式会社　株式会社関西総合企画
1　決定年月日　平成22年２月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第４号
北海道函館市浅野町３番６号
清算株式会社　日本化学飼料株式会社
代表清算人　橋本　昭夫
1　決定年月日　平成22年２月２日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権の支払いの免除
清算株式会社日本化学飼料株式会社(以下、「会社」という。)は、全資産の換価により得た残存する金員から、公租公課、特別清算手続に必要な費用、その他一切の優先権のある債権等会社法515条３項括弧書内記載の債権（以下､「優先債権」という。)に対する弁済額を控除した後の金員を弁済原資（以下､「弁済原資」という。)として、協定債権者に対し、第２項に定める弁済を行い、同時に、協定債権者から各弁済額を控除した残額について免除を受ける。
2　弁済
会社は、本協定案の認可決定がなされた日から１ヵ月以内の弁済日に、協定債権者に対し、弁済原資をもって別紙協定債権弁済計画表のとおり弁済を行う。ただし、１円未満の端数は切捨てる。
3　弁済の場所・方法
⑴　本協定に基づく弁済は、清算人代理人事務所(札幌市中央区北４条西20丁目１―28)において行う。ただし､弁済の方法として、協定債権者が特定の銀行預金口座への振込送金を文書で求めたときは、その指定口座宛に、協定債権者の費用負担で振込送金する。
⑵　本協定に基づく弁済日に上記⑴号の弁済の場所において弁済金を受領せず、かつ同日までに特定の銀行預金口座への振込送金を文書で求めなかった協定債権者に対しては、会社は当該弁済金を、札幌法務局に供託する。
4　追加弁済
第２項による弁済後、新たに会社財産が発見されたときは、これを清算人が換価したうえ、その換価費用その他の優先債権等を控除した残額を追加弁済総額として、これを第１項により、弁済と同時に免除を受けた各協定債権者の協定債権の残額の金額に基づき按分計算によって算定した額を追加弁済する。この場合、前記追加弁済の範囲においては、第１項による免除の効力は失われるものとする。
5　公租公課等の支払
公租公課、特別清算手続に必要な費用等は随時これを支払う。
以上
（別紙省略）
函館地方裁判所民事部

平成２１年（ヒ）第５号
青森県八戸市江陽４丁目５番14号
清算株式会社　八戸水産飼料株式会社
代表清算人　橋本　昭夫
1　決定年月日　平成22年２月２日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権の支払いの免除
清算株式会社八戸水産飼料株式会社(以下、「会社」という。)は、全資産の換価により得た残存する金員から、公租公課、特別清算手続に必要な費用、その他一切の優先権のある債権等会社法515条３項括弧書内記載の債権（以下､「優先債権」という。)に対する弁済額を控除した後の金員を弁済原資（以下､「弁済原資」という。)として、協定債権者に対し、第２項に定める弁済を行い、同時に、協定債権者から各弁済額を控除した残額について免除を受ける。
2　弁済
会社は、本協定案の認可決定がなされた日から１ヵ月以内の弁済日に、協定債権者に対し、弁済原資をもって別紙協定債権弁済計画表のとおり弁済を行う。ただし、１円未満の端数は切捨てる。
3　弁済の場所・方法
⑴　本協定に基づく弁済は、清算人代理人事務所(札幌市中央区北４条西20丁目１―28)において行う。ただし､弁済の方法として、協定債権者が特定の銀行預金口座への振込送金を文書で求めたときは、その指定口座宛に、協定債権者の費用負担で振込送金する。
⑵　本協定に基づく弁済日に上記⑴号の弁済の場所において弁済金を受領せず、かつ同日までに特定の銀行預金口座への振込送金を文書で求めなかった協定債権者に対しては、会社は当該弁済金を、札幌法務局に供託する。
4　追加弁済
第２項による弁済後、新たに会社財産が発見されたときは、これを清算人が換価したうえ、その換価費用その他の優先債権等を控除した残額を追加弁済総額として、これを第１項により、弁済と同時に免除を受けた各協定債権者の協定債権の残額の金額に基づき按分計算によって算定した額を追加弁済する。この場合、前記追加弁済の範囲においては、第１項による免除の効力は失われるものとする。
5　公租公課等の支払
公租公課、特別清算手続に必要な費用等は随時これを支払う。
以上
（別紙省略）
函館地方裁判所民事部

平成２０年（ヒ）第２０３号
山口市小郡上郷流通センター西901番地12
清算株式会社　ねむの木商事株式会社
代表清算人　内海　雅秀
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　特別清算会社は、別紙記載の債権者（以下「協定債権者」という。)に対し、本協定の認可の決定が確定した日から２週間以内に、協定債権者が有する別紙記載の債権（以下「協定債権」という。)の額の0.749％の金員を弁済する。
2　協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、特別清算会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、特別清算会社に新たな財産の発見されたときは、特別清算会社は直ちにこれを換価して、各協定債権者に対し、換価代金額から必要な費用を控除した残額を､その協定債権額に応じて按分して支払う。この場合、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
（別紙省略）
山口地方裁判所

平成２０年（ヒ）第２０４号
山口県山口市小郡上郷流通センター西901番地の12
清算株式会社　白岸産業株式会社
代表清算人　内海　雅秀
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　特別清算会社は、別紙記載の債権者（以下「協定債権者」という。)に対し、本協定の認可の決定が確定した日から２週間以内に、協定債権者が有する別紙記載の債権（以下「協定債権」という。)の額の0.366％の金員を弁済する。
2　協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、特別清算会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、特別清算会社に新たな財産の発見されたときは、特別清算会社は直ちにこれを換価して、各協定債権者に対し、換価代金額から必要な費用を控除した残額を､その協定債権額に応じて按分して支払う。この場合、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
（別紙省略）
山口地方裁判所